

第3期 特定健康診査等実施計画

電設工業健康保険組合

平成30年4月1日

序 章

高齢化の急速な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1であること等から、生活習慣病対策が必要である。当健康保険組合では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査（糖尿病等のメタボリックシンドロームの発見に重点をおいた健康診査）及び特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、生活習慣を改善するための特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目指します。

第1章 目標

特定健康診査の実施目標について

(1) 国が示す指針は、特定健康診査実施率を平成35年度で85.0%（総合健保の目標値）と設定しています。

当健康保険組合の平成28年度特定健康診査実施率は、被保険者が91.0%、被扶養者が38.1%、全体では74.4%である。

当健康保険組合全体では、平成35年度国の目標値の85.0%以上を目指し、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように設定します。

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被 保 険 者	92.00	93.50	94.50	95.50	96.00	97.00
被 扶 養 者	40.00	45.00	50.00	55.00	58.00	61.50
被保険者＋被扶養者	74.88	77.49	79.77	82.05	83.55	85.00

特定保健指導の実施率に係る目標について

(2) 国が示す総合健保の目標値は、特定保健指導実施率を平成35年度で30.0%と設定しています。

①当健康保険組合の被保険者の特定保健指導の平成28年度実施率は9.9%であるが、平成35年度の目標値を30.0%と設定することを踏まえ、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように設定します。

②当健康保険組合の被扶養者の特定保健指導の平成28年度実施率は7.9%であるが、平成35年度の目標値を30.0%と設定することを踏まえ、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように設定します。

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被 保 険 者	19.00	23.00	25.00	27.00	29.00	30.00
被 扶 養 者	15.00	18.00	20.00	25.00	28.00	30.00
被保険者＋被扶養者	17.75	21.44	23.44	26.63	28.89	30.00

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
動 機 づ け 支 援	18.12	22.12	25.24	27.49	30.48	31.74
積 極 的 支 援	10.97	14.95	19.89	24.84	26.90	28.00
計	14.04	18.13	22.44	26.40	28.87	30.00

第2章 対象者数について

40歳以上の被保険者及び被扶養者

実施率目標に対する対象者数

(上段：対象者数、下段：実施者数)

(人)

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特 定 健 康 診 査		64,493	65,302	66,116	66,477	66,377	66,735
		48,291	50,600	54,738	54,547	55,325	56,825
特 定 保 健 指 導	動 機 づ け 支 援	4,358	4,437	4,503	4,538	4,542	4,577
		790	981	1,136	1,247	1,385	1,453
	積 極 的 支 援	6,766	6,881	6,978	7,027	7,028	7,077
		742	1,029	1,388	1,746	1,891	1,982

第3章 実施方法

- ・特定健康診査は、特定健康診査の内容を包含した生活習慣病予防健診、人間ドック、家族健診、巡回主婦健診により、当組合の直営健診センター及び契約健診機関で実施します。
- ・特定保健指導は、特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある者に対して、当組合の直営健診センター及び契約健診機関等で保健指導を実施します。また、事業主の協力を得て事業所の会議室にて東京都総合組合保健施設振興協会に委託し、保健指導を実施していきます。
- ・実施項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令）により規定されている健診項目とします。
- ・実施時期は、通年とします。

第4章 個人情報の保護

健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス及び電設工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守します。

第5章 実施計画の公表・周知

公表・周知については、ホームページや機関誌に掲載します。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施率を毎年度確認し、実施計画における目標値の達成状況を把握します。特定保健指導の効果の検証等の指標として、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率を活用します。また、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合は見直すこととします。

第7章 その他

- ・特定健康診査及び特定保健指導を円滑に実施していくため、事業主との緊密な連携・協力体制を構築する。
- ・被保険者及び被扶養者に特定健康診査及び特定保健指導に対する認知度を高め、十分な理解の上で積極的に受診する等の協力が得られるよう、さまざまな情報提供・啓発活動を行う。